

「高浜市三州瓦屋根工事等奨励補助制度」が変わりました!!

1. 目的

この補助制度は、「高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例」に基づき、地場産業の振興及び瓦を使用した景観形成の促進を図るため、三州瓦を使用した住宅等の建築主等に対して補助金を交付する制度です。

令和6年4月より、更なる地場産業の振興等を図るため、制度内容を変更しました。

2. 主な変更点

- 「補助対象」の拡大（住宅等：市内の事業所で製造 → 市内の事業所で製造又は販売）
- 「補助率」の引き上げ（住宅等：屋根工事費の25%以内 → 屋根工事費の1/3以内）

3. 新たな制度の概要

区分	内 容
申請者	(1) 屋根材として三州瓦を使用し、住宅等を新築、又は新築された住宅等を購入した方 (2) 住宅等の増築、改築又はふき替え等の改修を行う方で、次の要件を満たす方 ① 屋根工事を伴い、屋根材として三州瓦を使用した増築等 ② ガイドライン工法による施工 ③ 過去に本補助金の交付を受けていない (3) 三州瓦を使用した庭園工事を行った方（過去に本補助金の交付を受けていない）
対象	補助対象となる三州瓦(三州瓦シャモットは除く。) (1) <u>市内の事業所で製造</u> され、 <u>販売</u> された瓦 (2) <u>市内の事業所で製造</u> され、 <u>市外の事業所で販売</u> された瓦 (3) <u>愛知県陶器瓦工業組合又は三州瓦工業協同組合に加盟している事業所で製造</u> され、かつ、 <u>市内の事業所で販売</u> された瓦
補助額	○住宅等 補助率・・・屋根工事に係る工事費の 1/3以内 限度額・・・(1) <u>市内の事業所で製造</u> され、 <u>販売</u> された三州瓦を使用・・・ 25万円 (2) その他・・・ 20万円 ○庭園 補助率・・・三州瓦の材料費の 1/2以内 限度額・・・ 10万円

※様式は、市公式ホームページからダウンロードできます。

※住宅等の着工日が、令和6年3月31日以前の場合は、変更前の制度が適用できる場合があります。（変更前の制度は令和7年3月31日に終了となります。）

4. 問い合わせ先

高浜市役所 市民部 経済環境グループ 電話 0566-95-9522
FAX 0566-52-1110
URL <http://www.city.takahama.lg.jp>
E-mail keizaikankyo@city.takahama.lg.jp